

# 有料道路障害者割引制度の改正について

長野県道路公社

有料道路の障害者割引制度の一部が次のとおり改正になり、令和5年3月27日から適用となりますので、お知らせします。

料金所では、これまでどおり障害者割引が有効期間内であることを示す障害者手帳の該当ページの御提示をお願いします。

## 1 1人1台要件の緩和

これまでは、障がい者ご本人が運転する場合または重度障がいの方が同乗する場合、障害者割引の対象車両として障害者手帳に登録できる車は、本人、親族の方又は介護する方が所有する車、いずれかの車を、障がい者1人につき1台のみとしていました。

今回の見直しにより、登録車両の車検や修理のときの代車、知人の車、レンタカーなど、障害者手帳に登録していない車でも割引対象となります。

(割引の対象となる車両の車種はこれまでと同じ乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車及び二輪自動車です。いずれも営業車は除きます。)

また、重度障がいの方は、これに加え、重度障がいの方がお乗りになるタクシー、福祉有償運送車両も割引対象となります。

## 2 オンライン申請

高速道路会社が運用管理するオンラインシステムを利用して、障害者割引の申請が可能となります。(オンラインでの申請ができない方は、これまでどおり書類での申請も可能です。)

ただし、オンライン申請ができるのは、ETCの利用登録をする場合に限りです。

(当公社の有料道路では、ETCは利用できません。)

申請にあたっては、マイナンバーカード等事前に用意するものが必要ですので、詳細は高速道路会社のお客さまセンターにお問い合わせください。